

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県大島郡和泊町

2. 構造改革特別区域の名称

和泊町福祉輸送特区

3. 構造改革特別区域の範囲

鹿児島県大島郡和泊町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

和泊町は、鹿児島市の南南西 55.2 km の洋上に浮かぶ沖永良部島（周囲 55.8 km、面積 93.8 km²）の東北部に位置し、南は太平洋、北は東シナ海に面し、東北に徳之島、南に与論島・沖縄を望むことができ、中央に古成層からなる越山（188.6 m）がある他は、隆起さんご礁におおわれた平坦な地形であり、全域が耕地に恵まれている。

農業を基幹産業とする本町は、「さとうきび」を中心に、冬春期の温暖な気候を生かした「花き園芸」、「輸送野菜」、「肉用牛」を組み合わせた複合経営が定着し、近年は全国的な花き需要の伸びを背景に、花きの集約栽培が盛んである。また、環境に優しい農業を推進するため、「環境保全型農業」に取り組んでいるところである。

本町の総人口は、7,506人（平成17年12月末）となっており、昭和23年の14,198人をピークに減少している。さらに65歳以上の高齢者数は、2,165人（平成17年12月末）で、高齢化率は、28.8%と年々増加し、鹿児島県平均の24.3%（平成16年9月末）を上回っている。また、身体障害者510名、知的障害者58名、精神障害者21名の移動制約者が生活しており、障害者人口も年々増加傾向にある。

（1）移動制約者の状況

介護保険の要介護・要支援認定者

平成17年12月末現在の要介護・要支援認定者数（表1）は、415人で高齢者人口の19.2%である。なお、これら全ての方が福祉車両を必要とする状況ではない。

身体障害者

平成 17 年 12 月 1 日現在の身体障害者手帳の所持者数（表 2）は，510 人であり，このうち移動に制約を受ける視覚障害者は 78 人，肢体不自由障害者は 245 人を数える。1 級の肢体不自由障害者については，移送サービスにおいて福祉車両を必要とする方が多いが，多数を占める 2 級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者は，一般車両による対応が可能である。

知的障害者

平成 17 年 12 月 1 日現在の療育手帳所持者数（表 3）は，58 人であり，そのうち重度の知的障害者は 30 人を数える。知的障害者は，交通法規の理解，安全確認などができない方が多く，介護者や環境が変わることによりパニックに陥る方も多い。そのため，肢体不自由との重複障害がない知的障害者，特に重度の方の移送サービスについては，使用車両をセダン型等の一般車両に拡大し，気心の知れたホームヘルパー等の運転による移送が求められる。

精神障害者

平成 17 年 12 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数（表 4）は，21 人である。引きこもり傾向のある方は，心を許した介護者と一緒であることで，初めて外に出ることが可能となったり，不安感の強い方は，環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様である。そのため，移送サービスについては，使用車両をセダン型等の一般車両に拡大し，気心の知れたホームヘルパー等の運転による移送を可能とすることで引きこもり傾向のある方の外出を支援することが求められる。

（2）公共交通機関の状況

路線バス

バス路線事業者は 1 社であり，路線系統は 1 3 系統あるが，車両台数が 5 両しかなく，主要道路沿いの集落（5 集落）では 1 日 9 便，その他集落（18 集落）では 1 日 3～4 便と運行台数は少ない。また，車両はノンステップバスやワンステップバス等の障害者対象とはなっていない状況である。

タクシー事業者

町内には，現在，タクシー協会登録時業者数が 4 社，タクシーの登録台数が 31 台（内稼動車両 28 台）あるが，運転手の方の大半が兼業農家であり日中は農作業を行い昼間の稼動が少ない。また，福祉車両は 1 台も登録されていない状況である。

このように，町内における移動制約者に対する公共交通機関等が十分整備されていないことから，高齢者や障害者などにとって，安心・安全で安価な利便性の高い交通手段の確保が課題となっている。

また和泊町における福祉施設の多くが和泊字に集中しているため各集落からの送迎が家族にとって大きな負担となっている

要介護者(要)支援認定者数(平成17年12月1日現在・単位:人) (表1)

	要支援者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	115	117	56	45	42	31	406
65歳以上75歳未満	14	19	9	5	4	3	54
75歳以上	101	98	47	40	38	28	352
第2号被保険者	4	4	-	-	-	1	9
計	119	121	56	45	42	32	415

身体障害者手帳登録状況(平成17年12月1日現在・単位:人) (表2)

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	40	1	-	56	68	165
2	25	30	-	54	1	110
3	4	4	1	45	34	88
4	4	9	2	56	17	88
5	3	1	-	21	-	25
6	2	19	-	13	-	34
	78	64	3	245	120	510

知的障害者療育手帳所持者の障害別状況(平成17年12月1日現在・単位:人)(表3)

区分	A1	A2	B1	B2	計
18歳以上	10	17	14	13	54
18歳未満	2	1	1	-	4
計	12	18	15	13	58

精神保健福祉手帳所持者の状況(平成17年12月1日現在・単位:人) (表4)

等級	1級	2級	3級	計
人数	-	21	-	21

5. 構造改革特別区域計画の意義

本町においては、高齢者や障害者の方の町内及び隣町間の移動手段として、路線バスが運行されてはいるものの、便数が少ないことや乗降場所が限られていることなど、利用者にとっては十分な利便性が確保されておらず、日常生活では、家族による自家用車に頼らざるを得ない状況であることから、家族にとっては大

きな負担となっている。このことは、地域の各種会合等においても度々話題としてとり挙げられ、NPO法人等による一般車両での移送サービスは、非常に有益であるという意見が出されている状況である。

このような中、移送サービスに用いる車両をセダン型等の一般車両へ拡大することにより、多くの利用者に対するサービスの提供が可能となり、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図ることができる。このことは、介護家族の負担を軽減させることにも繋がり、高齢者や障害者のみならず、地域社会の全ての人にとってやさしいまちづくりに資する。

6. 構造改革特別区域計画の目標

特例措置によるセダン型車両を使用した福祉有償運送サービスを導入することにより、高齢者や障害者などの生活の利便性を向上させ、社会参加の促進を図るとともに、家族の送迎や介助負担を軽減する。またNPO等の民間活力などの有効活用と利用促進による地域福祉サービスの拡大と質の向上を図る。

これにより、和泊町が掲げる「長寿と子宝の町“わどまり”の創造」において「人にやさしいまちづくり」の積極的な実現を目指すことを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで、家族等の介助が得られない移動制約者は、単独で外出することが出来ず閉じこもりがちになることもあったが、NPO法人等によるボランティア輸送としての福祉有償運送において、使用車両をセダン型車両へ拡大することにより、安心・安定した輸送サービスを受けられることから、十分な医療及び福祉サービスを受けられるのみならず、地域行事等への社会参加も可能となり、症状の改善や介護予防、自立支援に寄与することが期待される。

また、介助負担の軽減により、介助者の就労を可能にすることは、地域の雇用を創出し、現在減少傾向にある就労人口の拡大に資するものと考えられ、特に農業を基幹産業とする本町においては、農業従事者として必要となる人材が確保される経済効果は大きいものと見込まれる。

なお、今後、さらに多くのボランティアの参加を容易にすることで、福祉有償運送の円滑な実施を推進し、地域福祉の充実と地域経済の活性化へ寄与するものとする。

8. 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 町における外出支援サービス

(目的)

高齢者や障害児者の外出を支援することにより、福祉サービスの充実と健康の増進を目的とする

(概要)

高齢者や障害児者を、町の規定に基づいた援助を実施している。外出支援サービスについては、高齢者や障害者といった移動制約者を対象にしているものが多い。

障害者（児）バス無料乗車補助事業

身体障害者手帳の1級から3級までの障害を有する者、療育手帳の交付を受けている者で障害の程度が「A」の者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が1級又は2級の者、又は沖永良部身体障害者福祉和泊作業所の作業員で身体障害者手帳若しくは療育手帳を有する者へのバス無料乗車券の交付

(平成16年度実績) 延べ利用回数 5,440回

敬老バス支援事業

町内に居住する、満70歳以上の高齢者の申請に対し敬老バス乗車資格者証を交付(区間を問わず一律料金140円)

(平成16年度実績) 交付者数 25名

(2) 知的障害者デイサービス及び身体障害者デイサービス事業

(目的)

地域において就労が困難な在宅の知的障害者の自立を図るとともに生きがいを高める。

(概要)

知的障害者が通所することにより、文化活動を行い、併せて自立のための機能訓練等を実施する。通所の移動手段においては単独で公共交通機関が利用できる者は利用し、それ以外の者は、保護者や介護者、若しくはNPO等の事業実施主体により行われている。事業の実施費用は、国が2分の1、県と町が2分の1の費用負担で実施されている。

(実績)

- ・ 障害児デイサービス事業(平成16年度実績)

利用者延人数：1,958人

利用者実人数：144人

- ・ 知的障害者デイサービス事業

登録人数：8人

(3) 重度身体障害者移送支援事業

(目的)

車いす使用者及び重度身体障害者が利用できるリフト付き乗用車を運行又は、家族に貸与することにより障害者の社会参加をより効果的に推進することを目的とする。

(概要)

重度身体障害者及び車いす使用者等が病院への通院・薬の受け取りや散髪・買い物等も社会参加に利用している。

(実績)

平成 16 年度実績 45 件

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1、特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人、NPO、医療法人及び公益法人等の非営利法人

3、当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4、特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

和泊町内で活動を行う社会福祉法人、NPO、医療法人及び公益法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が和泊町

(3) 事業により実現される行為

事業実施主体が使用する車両を用いて、要介護(要支援)認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者など、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供する。

5、当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、現行制度では車椅子のためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は、回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、知的障害児者や人工透析患者、座位を保てる高齢者に対しては、福祉車両を必ずしも用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを実施することにより、より多くの移動制約者の輸送を可能にするだけでなく、今後さらに多くのボランティアの参加を容易にすることで福祉有償運送の円滑な実施を推進し、地域福祉へ寄与するものである。

(1) 和泊町福祉有償運送運営協議会の設置

和泊町における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するため、和泊

町福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

運営協議会の事務局は、和泊町保健福祉課におく。

運営協議会は、和泊町が主宰し、構成員は次の者とする

- ・ 和泊町長が指名する職員
- ・ 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長が指名する職員
- ・ 福祉・公共交通に関し優れた識見を有する者
- ・ バス・タクシー等関係交通機関及び運転者の代表
- ・ 福祉有償運送の利用者の代表
- ・ 地域の住民の代表
- ・ 地域のボランティア団体の代表

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会の事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に協議会を開催し、苦情内容等を協議会に報告する。

（２）運送の条件

運送主体

和泊町で活動する社会福祉法人、NPO、医療法人及び公益法人等の非営利法人のうち、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記のいずれかに該当し、協議会において認められた登録会員及び付添い人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な方。

運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者等であることの実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

使用車両

ア 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合することを要するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について輸送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る輸送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

- イ 福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ウ 運営協議会の協議によって認められたセダン型等の一般車両であること。
- エ 外部から見えやすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによらない場合は、運営協議会において次の事項について協議し、適当と認められた者とする。

- ア 申請日前3年間に於いて運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- イ 鹿児島県公安委員会の認定を受けた自動車教習所が実施する実車の運転を伴う特定任意講習を受講した者、又は独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診したもので、運転に関し特に支障が認められないもの。
- ウ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- エ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- オ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通

機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

運営管理体制

運営主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとする人が、道路運送法第7条の欠格事由に該当する者でないこと。